

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		川西市環境保全審議会	
事 務 局 (担当課)		市民生活部 生活文化室 環境創造課 内線(2933)	
開 催 日 時		平成17年10月28日(金) 18時00分～20時30分	
開 催 場 所		川西市役所 2階 202会議室	
出 席 者	委 員	竹岡委員(会長)、井口委員、木下委員、西田委員、真砂委員、 石津委員、河野委員、黒田委員、北上委員、小堀委員、畑尾委員	
	そ の 他	(財)生活環境問題研究所 主任研究員 富田重之、谷田成司	
	事 務 局	市民生活部長 鎌足 博、生活文化室長 大槻嶽雄、 参事兼環境創造課長 福西義昭、課長補佐 八尾昭夫、 副主幹 中石好三、主査 岡崎健作、主任 山下晴子	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 2 人
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由			
会 議 次 第		環境基本条例の審議について	
会 議 結 果		詳細は別紙会議録のとおり	

事務局	<p>定刻になりましたので、平成17年度第3回川西市環境保全審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日の出席者は、14名中11人で、和田副会長、堀委員、小泉委員の3名から欠席のご連絡をいただいております。11名ということで、過半数になっていますので会議は成立していることをご報告します。</p> <p>また、10月25日付けで議会選出議員として、北上委員、黒田委員が再任されておりますのでご紹介させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以後の進行を会長の方で進めていただきますようお願いいたします。</p>
竹岡会長	<p>今回は環境基本条例の考え方および、条例案の第3章第15条まで審議いたしましたので、本日は引き続きまして、第3章第16条以下の審議に入りたいと思います。</p> <p>審議に入る前に、本日の新しい資料について事務局から確認をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の資料といたしましては、資料1といたしまして、前回の審議におきましていただいたご意見に基づきまして、考え方や他市条例を整理した資料を用意しております。</p>
竹岡会長	<p>前回の会議で出ました意見に基づいて、整理されました本日配付の資料については後ほど事務局から説明いただくとして、本日は前回の残り、第3章第16条以下につきましての審議から始めたいと思います。</p>
黒田委員	<p>前回の第15条まで意見としては、出たと思うんですが、再度資料を見せていただいたり、他のところも調べてみたりして、少し意見を付け加えたいところもありますので、そのへんは認めていただきたいと思います。</p>
竹岡会長	<p>本日の議題であります、第3章第16条以下の審議が終わってから、改めて事務局から本日お配りした資料について説明いただいた後、それについて審議したいと思っています。</p> <p>それでは、前回の資料3の5ページから審議を進めたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回にも申しあげましたが、条例案文はあくまでも概要案でございます。答申後、庁内法制担当等の調整を経て条文の整理を行いますのでご了承願います。</p> <p>それでは第16条でございますが、環境学習および環境教育について、市がその活性化と充実に取り組むべきことと、市民、事業者も協力して学習活動の普及に努めることを規定したものであります。</p> <p>前々回の9月16日においてご提案いただきました倫理についてであります。こうした環境学習、教育を通じて育っていくものと考えられ、この条例に包含されると考えております。</p> <p>次に、第17条ですが、これは市民の自主的は活動について市が促進を支援するとともに、市民等においても積極的に取り組むことを求めるものであります。</p> <p>第18条は環境情報の提供であります。先の第17条とも関連してまいります。市は市民および事業者の協力も得ながら、情報の収集と提供などに努めることを規定するとともに、事業者の事業活動に伴う環境への負荷にかかる情報の公開について努力を求めるものとしております。</p> <p>第19条は環境管理等の普及についてであります。市は行政活動において施策の成果点検を行うとともに、市民や事業所の皆様もそれぞれの立場で環境マネジメントに取り組んでいただけるよう、啓発に努めることなどを規定しております。</p> <p>第20条は監視体制の整備であります。市がこれまでも行っている環境の保全を目指しての監視測定活動を引き続き行っていくことを述べております。</p> <p>第21条は広域的連携であります。市の大きな環境要素であります、猪名川を中心として環境の保全等を進めていくには、流域という視点も持たねばなりません。</p>

ん。また、公害防止など環境の保全に向けた取り組みを進めていくためにも、国、県をはじめとする他の地方公共団体等と協力することを述べています。

6 ページに移ります。第 4 章環境審議会等でございます。

第 2 2 条は環境審議会の設置について環境基本法に基づくものと規定し、その構成について述べています。現在は環境保全審議会と称しておりますが、環境基本法に従いまして、環境審議会と改称しようとするものです。その構成については、現行から若干の修正を加えております。まず、第 4 項において委員総数を現在環境保全条例において規定している現行の 15 人を 20 人に拡大しておりますが、審議会における専門部会の設置を想定したものであります。第 5 項第 4 号のその他市長の定める委員において、公募市民なども想定しております。ただ、委員の構成につきましては、近隣各市の状況も踏まえて検討いたしておりますが、議会選出委員の枠を記述しておりません。

本市では、平成 8 年 10 月の議会運営等協議会での検討により、環境保全審議会には現行どおり参画されていくと伺っておりますので、議会選出委員については従来どおりとさせていただきたいと考えております。

しかしながら、審議会が行政の付属機関であることからしますと、行政の付属機関に議会選出委員が参加することの意義が改めて問われているのが現下の流れであるとの意見もあります。理想論的な考え方のひとつとして提案させていただいております。近隣各市におきましては、そういった理想論はそれとして、現実には市議会選出委員枠がございます。市といたしましては、委員構成などについては、柔軟な対応が必要と考えております。

第 2 3 条は推進体制の整備であります。市では、環境率先行動計画等の推進のため、全庁組織として同計画の推進本部を設けております。しかし、基本条例に基づく基本計画の推進には、市においてどのような体制がいいのか検討をする必要があります。

また、市民や事業者などの取り組みの検討と検証の場として、現在の環境市民会議の再編なども検討する必要があることから設けております。

以上で前回資料 3 の後半部分の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

竹岡会長

事務局からの説明は終わりました。

今、説明のありました、第 3 章第 16 条以下、第 4 章環境審議会等について、委員の皆様による審議をお願いしたいと思います。

答申に向けての審議であるということ念頭に置いていただいて、基本条例の各条項の考え方がどうあるべきか、また、近隣諸都市の条例項目とも比較していただきながら、川西市の基本条例がどうあるべきかなどを協議していただいたらありがたいと思います。

黒田委員

第 17 条の市民活動という言葉なんですけど、市民活動という定義の仕方をどの程度考えているのかということです。事業者および民間団体というようなかたちで書かれていますが、こういう狭い市民活動という定義でいくのか、それとも、川西市民のこういう計画を策定するということも含めて、全ての市民が関わっていくという広い意味の市民活動という定義になっていくのか、というところをお聞きしたい。

語尾の使い方なんですけど、こうしなければならない、という強い義務規定の書き方と、第 17 条では講ずるものとする、というような少し優しい書き方があるんですけど、その辺の語尾の使い方は、わざと分けられているのかどうかということと、第 18 条ですが、環境情報の収集と提供ということでは、市民の側が情報を知る権利、そして疑問に思ったことを共鳴をして、そのことに対して答えてもらう権利というものがあると思うんですけど、そのことを明確に書くべきではないかなと考えています。この中では、市は市民の協力を得てというかたちだとか、市民は情報を提供するという書き方があるんですけど、市民が主人公だということについては、市民の側の権利としての文言を変えるべきではないかなと思って

竹岡会長	<p>います。ですから、第3項にあります、市民および市民団体等は、身の回りの環境資源の、というところの環境の保全および環境にむけた取組みに資するよう努めるものとする、という定義があるんですが、もちろん権利と責務というかたちでは、こういうこともあると思うんですが、市民の側から見たときには、どちらかという市民の側の権利の方を、十分に市としては保障をしていくという、市の責任、責務が重点的ではないかなと考えています。</p> <p>第20条の監視体制の整備等があるんですが、前回のところで少し議論になりました、戦略的環境アセスメントというところで、委員からも意見が出ていましたが、その辺の書き方、代替の措置も考えるという文言も入った方がいいのではないかなということも出てたんですが、その辺の整合性についてはどのように考えていくのかなと思っています。</p> <p>最初の質問は第17条の市民の活動の範囲をどの程度考えているかと、これは事務局に対する質問でもありますが、これについては黒田委員からご自分の積極的な意見をさらに述べていただいても結構かと思います。述べていただいて事務局の方からセッションしていただくというふうにやっていただいてもいいかと思います。</p>
黒田委員	<p>こういう条例だとか、これから答申が出て条例になっていった後、計画という段階を踏んでいくと思うんですが、そこで主体となっていくのが行政であり、事業者であり、そして市民ひとり一人だと思うんですね。その人たちが、自ら計画策定も含めて、参加をして自分たちの意見を言える、疑問に関して答えてもらえるというようなキャッチボールができるような会ということも含めて、市民活動という定義がいるのでないかなと。</p> <p>この場合だと、市民という言葉が一番先に出ているので、市民、事業者および市民団体というふうになっているので、広い意味で書かれているのであれば、このままでも問題ないのかなと思います。逆に、市民が行う総合的な諸活動という広い定義ではなくて、民間団体に属する人たちの活動という狭い意味での定義だったら、そうではなくて、広い意味で使って頂きたい。条例をつくるときから含めて取り組んで頂きたいという要望も含めての意見です。</p>
事務局	<p>まず、第17条におけます民間団体等の言葉でございますが、市民、事業者、民間団体の行う環境保全と創造に資する自主的な活動を指しています。語尾の使い方については整理していきます。</p> <p>次に第18条で市の情報を市民が得る権利というお話でしたが、それについては第7条第2項において、環境の保全と創造に関する施策の策定および実施にあたり、市は市民および事業者の日常的な環境の保全への努力が不可欠であることを確認して、広く市民・事業者の参画を求め、連携・協力体制のもとに行わなければならないと明言しておりますので、あらゆる点においてそれが基本方針として活かされるものと考えています。</p> <p>次に監視体制の整備等で環境アセスメントとの整合性をお訊ねですが、狭義の環境質の監視でありまして、環境アセスとは性質が異なります。</p>
黒田委員	<p>第17条については、言葉のとおり市民・事業者および民間団体ということで、広い意味で使わせてもらってるという確認だと思っています。</p> <p>語尾については整理をしていくということですが、先ほど会長から、どちらも同じような定義ではないかという話がありましたが、その辺のところはどうかということ、その整理をしていくときに、どちらかという、市は、というときに～ものとする、というかたちで、意外に市民の方に、ねばならないという語尾が結構多いんですね。意味的に同じだったら整理していただければいいのですが、行政が頑張っていくんだとするならば、言葉の意味に違いがないかどうかというのが微妙ですが、もしあるようでしたら、その辺については行政としては、ねばならないとなっていくのでないかと思います。</p>

	<p>第18条については、第18条第1項の2行目に、その他関連する情報の収集および提供に努めるものとする。これも語尾にこだわっているのですが、権利としてなら、なければならぬの方が良いのではないかと考えたのですが、語尾の使い方を他の委員の意見も聞かせてもらいたいと思っています。</p> <p>第20条の監視体制については、戦略アセスと違うということだったんですが、それについては理解をしました。</p>
西田委員	<p>第20条の監視体制の条項ですが、第13条の規制的措置に同様な文言が入っていたのではないかと思います。第13条と第20条の監視体制の差というのが、そういうものをお考えでこういう条項をつくったのか、あるいは内容的に同一のものなのかお伺いしたい。もし、同一であれば条文をどちらかに統一した方が良いのではないかと思います。</p> <p>細かいことですが、市民活動のところでも問題になっていましたが、民間団体と市民団体という要望がありますが、市民活動の中には、要望があれば是非市民団体ということを入れた方が、むしろ市民活動ということがはっきりするのでないかと思います。これは条文ですので、法律的な定義があるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。</p>
事務局	<p>第13条の規制的措置の中に入っている必要な監視、測定および検査について、第20条とどういう違いがあるのかということですが、規制的措置における監視等は、趣旨に書いてあります騒音・振動・悪臭に関する公害防止にかかる監視でありまして、主に環境保全条例に沿って行うものであります。第20条についてと同趣旨と受け取られますので、文言の整理を一度再検討を行いたいと思います。</p> <p>市民団体、市民活動の言葉の使い方についても再検討したいと思います。</p>
真砂委員	<p>これは基本条例だから、ねばならないとか、ここはこうするとか、使い分ける必要が無く、むしろ事務局がどういう意味で使い分けをなさったのか聞かれたほうがいいのかと思います。</p> <p>市民団体に関連して申しますと、団体という言い方は漠然とした使い方、法人格を持っているのか、グループでもいいのかとか、非常に曖昧ですね。そこらは事務局はどうお考えになっているのか。</p>
事務局	<p>確かに、ねばならない、するものとする、と混乱していますが、ただ、基本条例というものは市民・事業者・行政が協力してやっていくという精神があるわけで、表現の違いこそあれ、市民の責務、事業者の責務、行政の責務というものがあるので、そのへんの使い方については整理をしないとイケないと思います。</p> <p>責務というときはならないになりますし、努力については努めるものとするという表現もあります。整理はさせていただきますけれども、そういう性格のものであることをご理解願いたいと思っています。</p> <p>市民団体というのは確かに漠然としています。市民活動の方が良いかもしれませんが、これも再検討させていただきます。</p>
竹岡会長	<p>最初の語尾の問題ですが、日常用語として読む場合、～するものとする、～しなければならぬ、少しニュアンスが違いますので、市民の側にだけに～しなければならぬと書くのはどうかと思います。</p>
北上委員	<p>語尾の関係ですが、第20条、第21条に努めるものとすると終わっているが、これについても体制の整備をするとか、協力して推進するとか、市がしなければならぬことについては、努めるものとするを取って、～する、というようなかたちで終わった方がはっきりするのではないかなと思います。</p>

河野委員	<p>第22条の、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱すると書いてありますが、学識経験者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員、その他市長の定める者となっていますけど、これを読んでいて狭いという印象を受けまして、市民が関係するので市民の代表というのは入れなければならないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>資料1については差し替えさせてもらっています。市民を代表するものというのは関係団体を代表するものという中に含まれてくるかと考えています。 その他市長の認めるものに公募委員を含めております。</p>
竹岡会長	<p>前回提出されました事務局の原案と、差し替えされましたか。今日新しく出されましたものとは、違う点があるのですか。今日出されたものと替わっている点があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>資料についてご迷惑をおかけしていますが、資料のご意見を頂いた方もございまして、そうした意見を頂いて最終資料として差し替えさせて頂いたものです。途中経過についてはそういった形ですので訂正させて頂きたい。</p>
竹岡会長	<p>要するに市民代表という言葉はないということですね。関係団体を代表するものということでそれを表しているということですね。</p>
黒田委員	<p>資料の横に、確かに説明がありましたように、第22条第5項第4項としてその他市長の定める委員として公募委員なども想定していますが、という文言になっているんですね。先ほど、河野委員もおっしゃいましたが、市民自らが能動的に活動していく、自分たちの孫、子の時代まで責務を持ってやっていくという活動というのは、やはり、市民が真ん中に座っていかなければならないと思っています。ですから、市民公募、市民代表という言葉を引きちんと入れた方がいいと考えています。市民公募も入るということを想定しているということなので、本当に入るかということが限定していない。一番最初に頂いた資料には公募市民という文言が書かれているので、市民も委員として活動していくんだということが目に見えていくという意味では、公募市民、市民代表というかたちでもきちんと明確に書かれていく方がいいのではないかとというのが意見です。 もうひとつ、議員をどうするかという位置づけの中で説明もあつたのですが、私も北上委員も、議会の代表ということではなくて、市民から負託をされています一個人として、また、自分たちもこういう大事なところに参加したいと思っていただいています。二元代表制という中身の中で、他市の状況等を見ていくと、議員は入れていかない方向もあるということで、議論が分かれているところだという文言があるのですけれども、これはこの会の審議会というだけでなく、市長部局としてこういう方向性を持って行こうという姿勢があるのかどうか行政の方から教えてください。</p>
竹岡会長	<p>前半の議論は、最初の資料では公募委員という言葉が出ていたのに係わらず、差し替えられたものでは削られていたということですね。 公募市民といっても、公募をどんなふうにしたらいいかという技術的に難しい問題もあるので、変えられたのではないかと思いますけれども、しかし、環境問題における市民の活動の重要性ということから考えると、市民のチームを代表するものというものを入れた方がいいのではなからうかというご意見だと思います。</p>
畑尾委員	<p>事務局の方の関係でもありますし、私の意見でもありますので申し上げたい。 私はここで、助役であって委員であるというのが果たして良いのかどうかちょっと考えなければならぬと思っております。これは、資料にありますように、市長の付属機関でありますし、付属機関に直接携わっている者が、諮問してまたそれを答申するという立場で良いのかということがありまして、最初の段階では、</p>

	<p>委員には助役というのを入れようかという案があったとき、それはやめておいた方が良く、むしろ行政職員というように別の機関から出て頂いた方がいいと、いう考え方があってひとつはそうさせて頂いた。</p> <p>もうひとつは、議会選出の委員さんお二人おられますが、議会の代表してというものではないと思います。議会の意見を聞かせてもらわなければならない場面もあるかもしれませんが、ここで決まったことを議会において当然審議して頂くことになります。議会選出の議員さんは、議員でもありますし、市民の立場を代表されていると考えた方が合理的ではないかと思っております。</p> <p>従いまして、それをどういうふうに書くかは審議会で決めて頂いて、例えば議会からというのをカッコで入れるのも考えられます。</p> <p>もうひとつ、市民を代表する者というと、市民を代表するというのは、非常に範囲が広くて、誰を市民代表とするかというのは、非常に難しいことだろうと思います。もし、審議会で公募が適当であるとお考えでしたら、公募委員というのを一項目加えるという方法もあると思います。</p> <p>ただ、公募にも問題点があることは確かです。例えば、いろいろな審議会すべてに応募する方もいらっしゃる。広く委員になって頂くときに、公募というに応募されなかった人は除外されるのでどうかなと思います。それは、この審議会で議論して頂ければと思います。</p>
竹岡会長	環境審議会の構成について、いろんな委員の方からご意見が出されております。
真砂委員	<p>問題点は畑尾委員のおっしゃったことでだいたい尽きていると思いますが、もう一つ問題点を加えますと、自治体によっては、住民の代表であるから、1、2、3いずれにしても住民から選ぶというのを入れているところもあります。そういうのも一つの案だと思います。</p> <p>なぜ宝塚の私が川西のことをやるのか、学識経験者というのなら、市内にいらっしゃる方々の中から選ぶ。現に、大阪府下では委員構成についてはそういうことを意識的にやっている自治体もだんだん増えています。</p> <p>議会ですけれど、これは畑尾委員のおっしゃったように、市民代表はまさに議員ですから、議会は議会として議論するのであるならば、自治法第96条第2項に基づいて、正式に議会が関与できるような措置を正式に講じた上で、議会で正規に、地域によっては会派が全員出てきているところもある、そういう点もご検討いただきたい。</p> <p>ある市におきましては、審議会の会長を助役さんがやっているところがありまして、これはいろいろご批判がありまして、結局辞められているのですが、それを広い意味で畑尾委員がご指摘なされた。ですから、私は審議会の委員は住民から選ぶというのがあっていいのではないかと、ということを考えて頂けたらいいのではないかと思います。</p>
竹岡会長	1の学識経験者というのは、法学とか、経済とか、あるいは理科、生物、あるいは医学等々の学識経験者に出席して頂くものでありまして、これは、川西市在住の方に限定しないで、もっと広い範囲の方をお願いしてもいいのではないのでしょうか。
真砂委員	どちらにせよというのではなく、そういう問題がありますということをご検討くださいということです。
竹岡会長	大阪府、あるいは兵庫県といった場合非常に範囲が広がりますが、川西のような狭い範囲になると真砂委員に代わるような適当な方がおられない可能性があります。むしろ住民レベルではわかるのですが。
真砂委員	いや、意見を述べたのではなく、検討課題を申し上げただけで、こういう課題がありますよと申し上げただけです。

	<p>公募委員は都市計画審議会にはいらっしゃるのでしょうか。市によっては、都計審は公募委員をつかって、要綱をつかって、ちゃんと課題を出してもらって、選考してやっています。</p>
畑尾委員	<p>実は私も、川西でなくて隣です。 委員さんをお願いする立場とすると、正直言って困る面があります。ですから、会長がおっしゃるようにちょっとしんどいなと思います。</p>
石津委員	<p>今、皆さんの言われたように、川西市民となると、16万市民となると限定されてくるんじゃないかと思いますね。日頃良く活躍されている方はどこに行っても見かけるような感じになりますし、こういう小さい市だったら兵庫県とか、もっと広い範囲で出てもらった方が良くないかなと思います。 公募委員も少し問題があるかなと思います。私も公募委員のある審議会に出たことがあるんですが、確かに選ばれ方によって活発な意見が出たりするんですが、偏った意見の方ばかりが出たりすることもあるかなと思います。</p>
竹岡会長	<p>議会選出議員については、本日の事務局の説明によりますと、形式論は別にして、柔軟にこの問題に対応いたしますということで、議会選出の委員については、これまでどおりということにしたいという発言がありました。これまでどおりということは、新しい環境審議会に市議員の方に入っていただくことになると思います。</p>
黒田委員	<p>この審議会については、柔軟に対応していただくということですが、市長部局としては各種審議会で、どのような方向性を持っているかということをお聞きしたかったところです。 川西市としてどういう方向に持っていこうとしているかということと、公募委員の問題というのが今出てきたのですが、広く委員を求めたいと言われましたが、公募をするときに、それこそそれだけの方が広報等を見て応募をされるのかという、全体的な数が川西市は少ないと思います。 もっと市民に対してPRをしていく、呼びかけていくということも含めて足りないのではないかと。もっと行政の側からアピールしていく、もっと市民と一緒に考えていきたいと思いますということが、回数も含めて必要になってくるのではないかと考えています。 前回のアンケートでも、5回場所を変えて市民から意見をもらったということですが、その参加でもとても少ないんですね。16万市民と言われていますが、とても少ない人数でアンケートをされている。もっとそこを膨らませていく、参加したいと思う市民をもっと増やしていけば、公募という問題点が解消していく部分と、私なんか偏っているかもしれませんが、この環境の審議会で川西の環境、それこそ地球環境をよくしていきたいという願いの元に集まった人たちの意見が、もしかしたら一回目の議論の中では、反する意見のような意見かも分からないが、そこで意見を言い合うことで他の委員の意見を聞いて、こういう風に考えたらよかったなあと思えるのがこういう会だと思います。 議論を重ねて、重ねて一つのものをつくっていくのが本筋だと思いますので、やはりこういう話し合いの場を沢山持っていく、もちろん、色々な意見があるということを大切に、そういうことがあるからこそ市民の方も環境に対して能動的にかかわっていくという相互作用だと思っていますので、原案の市民ということは文言としては是非入れていただきたいと思っています。</p>
小堀委員	<p>委員をどのようにするかということですが、ここで書いているのは、委員を選出する母体を書いておられるんですね。第22条第5項第4号でその他市長の定めるもので、市議会の議員さん、市民を含めるというお話ですけど、議員さんについて入れるんだと、市民についても入れるんだと、入れるか入れないか分からないと言うのであれば、4項のその他というのは必要かもしれませんが、入れ</p>

竹岡会長	<p>るんだということであれば、市議会議員、市民とハッキリ書かれた方が良いと思います。</p> <p>市議会議員と書かれるのか、市議会から選出された委員と書かれるのか、それが入ります。</p> <p>それから、市民の代表はどうかたちで書くのか、市民の代表として書くのか、公募市民と書くのか、その辺りは検討課題となっていて、事務局で考えていただくということですが、他の方はいかがですか。</p>
木下委員	<p>基本的には、最終的に決定する機関の方が入るとするのは好ましくないのではないかと。一般市民としてというのであればいいのではないかと。市議会議員と書くのはおかしい感じがします。</p>
畑尾委員	<p>黒田委員から市議会選出議員の質問がございましたが、審議会毎に異なってくると思います。それぞれの委員に議員をどうするかという問題は、市の理事者側と議会側と話し合った上で決めさせて頂くということで、この場でいかがというのは差し控えた方が良いでしょうと思います。</p> <p>市議会議員さんに入って頂くというのにいろいろ意見があります。そういうことを避けるために、実際は市議会議員さんに入って頂くのですけれど、項目としてあげるのには差し控えた方がいいのではないかとということではずしています。それさえなければ、条文ではっきりさせておいて良いものではないかと思えます。</p>
北上委員	<p>構成については公募市民というのをきっちり入れるべきだと思います。</p> <p>構成以外の点で、市長の諮問に応じ審議するとなっているのですが、この条例は市民の日常的な働きかけがあって成り立っていくものだと思っており、審議会自身の自己発意で答申するとか、あるいは有権者の何人かの署名があったときは、審議会が審議をして答申を出すとか、調査審議し答申を出すという中身の幅を広げられた方が良いでしょうと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>環境基本法第44条に基づき、また、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の付属機関として設定したいと考えていまして、他の自治体におきましてもほぼ同様の規定になっています。自己発意の活動もできるようにとのことですが、本市の場合につきましては、全国的にも先進的なオンブスパーソンという機関を持っているのですが、これも市の付属機関として設置をさせて頂いております。</p> <p>ただ、これにつきましては子どもの人権を救済するという特殊な目的のために、その人権を救済するのに必要な範囲で自己発意に基づく場合もある。基本は子どもないし親が第11条の規定（川西市子どもの人権オンブズパーソン条例）に基づいて申し立てるということになっています。そういう場合もできるとなっておりますが、これはオンブスパーソンという特殊な性質のものであります。</p> <p>市の政治倫理審査会におきましても、市民の署名によって求めることができるというものがありますが、これも市長あるいは議長に対して申し入れて、それに基づいて市長あるいは議長が諮問を行って答申して頂くという形になっていますので、基本的にはこちらの一般的な付属機関としての審議会が市長の諮問に応じ審議して頂くという形で考えていきたい。第9条の第3項に環境審議会に報告しなければならないという規定も設けています。年次報告が逐一諮問に相当するものかというものもありますので、第22条の規定につきましては、この趣旨に添いましてより幅広い活動ができますよう考えていきたいと思っております。第23条におきましても、環境市民会議等で市民のご意見等を幅広くお伺いすることになっていまして、そういったものを受けまして、第22条の規定に沿って、重要事項については審議会にお諮りし、広くご意見を賜っていきたくと考えています。</p>
小堀委員	<p>審議会、確かに規定上はそうかもしれませんが、審議会独自の活動を表す建議</p>

真砂委員	<p>というものを聞いたことがあります。審議会が独自の活動でもって市長に意見ができる。そのへんでちょっと、審議会規約のところ書いているのかもしれませんが、確か独自活動ができると思うんです。</p> <p>建議ですけれども、建築審査会とか開発審査会とか、こういうものは諮問機関であると同時に、例外等を与えるときの同意権とか、不服に対する申し立てが出てきたときに対する裁決権とか、行政権を持っている場合には法律の中に建議という言葉が入っています。諮問機関はあくまでも市長の審議機関だから、建議権があろうが無かろうがここに集まった場合、みなさんいろいろご意見を申しあげるのは、諮問に関連して意見をつけることはできるのです。しかし、建議権というのはあくまでも何らかの処分権を持っている場合のことで、行政の参与機関の場合に見られる場合であり、諮問機関だけではあまりそういった例はないと思います。そうはいつでも、諮問を受けたときにこういうことも言っておこうということは事実上可能です。でも、それを条例の中に書くのはどうでしょうかね？</p>
畑尾委員	<p>第22条第8項で、審議会の組織および運営に関し事項は規則で定めるとありますが、委員構成を条例で書くべきか、規則に委ねるべきか少し迷います。しかし、ここではっきりさせておけばいいかなということからあがっているのですが、他の市の例では設置根拠を条例で定めて、委員構成を規則で定めているところもあります。</p> <p>公募なんですけど、条例で公募を入れますと、かつては公募したら大勢の応募をいただいていたんですけど、最近はだんだん少なくなっている傾向があります。一人しか応募がなかったことがあり、そういうときは公募ですから選任せざるを得ないのですが、そういう問題がありました。環境審議会ではそういうことは無いと思います。</p>
黒田委員	<p>パブリックコメントのことで皆さんのお知恵を借りたいと思っています。</p> <p>審議会として答申をまとめる前に、横須賀市では公聴会をやって市民の声を聞いた上で答申を出していくということをしている。答申が出たあとは幅広く市民に知らせていくということもあると思うんですが、国の施策でもパブリックコメントをどうしていくかということが議論になっていますし、義務づけられて市町村におりてくるでしょうし、私たちはパブリックコメントとか、住民の参画とか協働ということばを活字では使いますが、中身について、いま「幅広く市民の声を聞く」と言われたそのことを、どういう風に工夫をしていき、広げていき、努力もしていくかということをしていくのか。助役が一人しか応募がなかったということは本当にさびしいことですが、私たちが市民力として市の主人公になり得ていくための努力をしていかなければならない立場、そのことを盛り上げていかなければならないと思っていますので、考えていくべきだと思っています。</p>
北上委員	<p>自己発意と市民からの要望があった場合のことですが、事務局の答えでは、条文のテクニックで可能だということですね。例えば、市民何百人からの要望があれば市長は諮問しなければならないという書き方をすれば可能性があるということですね。</p>
事務局	<p>環境基本条例は環境政策に係わる原理原則、基本理念を条文化して頂くもので、具体的に環境問題について、逐一要望やご意見を踏まえて施策にするのは似つかわしくないのではないかなと。</p> <p>基本的なことについては、この環境審議会の中でご審議して頂いて、具体的な、例えば規制的措置とか、誘導的措置などはそういったご意見を頂いて実現していくものではないか。個別の案件についてどうこうするのは似つかわしくないと考えます。</p>
北上委員	<p>環境基本条例で具体的なことを盛り込むというのではなく、環境審議会の姿勢と</p>

	<p>して、市民からの求めに応じて調査審議答申を行うというパイプをつくっておいた方が良いのではないかと。基本条例というのは、市民の日常的な働きかけ、行政と市民が協働して進めていくのが望ましいと思いますので。だから市民からの要望があれば、ある条件をクリアすれば市長は諮問しなければならないという書き方をすればいい。例えば、政治倫理条例ではそういうことができているのならそういう風にしておいた方が良くないかなと思いますので、委員の皆さんにご賛同頂けるのなら入れて頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>政治倫理の問題については、あるいはオンブスパーソンとか、それぞれの目的のためにはあるのですが、環境基本条例あるいは環境基本法、環境審議会の体系を見たときにそういった自己発意の審議は似つかわしくないと考えていますのでどうぞご理解をお願いします。</p>
竹岡会長	<p>議論が非常に多岐にわたったので私の方でまとめることはしませんが、皆さんの発言を議事録でよく読んで頂いて、事務局の方でうまくまとめて頂けるのではなかろうかと思います。</p> <p>このあたりで、第3章、第4章についての審議は一応終わることにしまして、次に移りたいと思います。</p> <p>前回の審議で様々な意見が出されましたが、それらを事務局で整理されまして、他市の事例などを調査されたもの、またそれらについて市の考え方をまとめられた本日の資料1につきまして、まず事務局からご説明を頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>資料1でございますが、前回、前文および全般にわたってご意見をいただきました。そのご意見に従いまして、参考条例などを調査するとともに、市の考え方なども述べたものでございます。</p> <p>1ページは前文についてであります。左の欄に委員からいただきました意見を要約しております。そのポイントは、良好な環境を享受できる権利、多様な自然と生態系の大切さは猪名川だけではなく山間部にもあるということ、生活環境には住環境が含まれ都市景観も関係してくるというご意見でした。そういったご意見を踏まえ、右欄に前文案のポイントを整理し、その下に考えられる前文案を載せております。</p> <p>この中では、川西の豊かな自然と、歴史性、住宅都市としての発展と都市化による生活環境の変容、公害問題への取り組み、今日の課題であるライフスタイルからくる環境問題について簡単に述べ、そうした課題に向かうことの重要性を訴えております。</p> <p>2ページに移りまして、第1条基本条例の目的についてであります。自然と共生、地域環境と地球環境の区別することの疑問が提議されました。自然と共生につきましては、環境の4分野のひとつになりますので、前文、理念、基本方針の中で述べていくようにします。また、地域環境と地球環境の区別であります。地域においても馴染みにくいと言われたのが地球環境の問題であります。温暖化防止など身近な環境に対する行動が地球環境に繋がっていくのだという考えのもとに、あえて地球環境という言葉を残したいと考えております。</p> <p>また第2条の定義であります。第5号の環境の保全と創造の言葉が、各条項におきまして、環境の保全および創造という言葉と、環境の保全と創造という言葉が混在しておりましたので、提議の表記に統一いたしました。また、公害につきましては別の条項において使用するようになりました。</p> <p>3ページに移りまして第3条、基本理念であります。第1号において根本的な考え方である協働と参画を述べ、第2号から第5号において自然環境、歴史・文化的環境、地球環境の4つのポイントに沿って施策の理念を述べております。</p> <p>4ページに移ります。ここでは、第4条から第6条まで、市、事業者、市民の責務を述べていたものであります。その述べる順序において市の率先性を考える意味から、市を順序を変えるようにというご意見と、市民において参画の言葉の使用の指摘がありました。ご指摘のとおり順序を入れ替え、参画の言葉を入れ</p>

ております。他市におきましても同様の順序で記載されております。

5ページの第7条基本方針では、環境の4分野に沿いまして、文言等を含めて整理しております。

6ページの第8条環境基本計画の条項であります。進捗状況の年次報告、計画におけるチェック体制の明記などが意見としてありました。基本計画において検討していきたいと思っています。

7ページに移ります。第9条年次報告について規定しておりますが、これに関しては、ご意見がなかったように思います。

第10条の環境基本計画と他の計画との整合性についてであります。総合計画に基づく各行政計画において環境への配慮を求めることで整合を図りたいと考えております。

8ページに移ります。ここでは第11条に環境影響評価を述べております。先日の会議で、戦略アセスメントについて県をはじめとする他市の動向について調べておくようにというご意見をいただきました。

次の9ページに調査結果のあらましを、市の考え方および事例で述べさせていただいておりますが、環境影響評価条項を設定している近隣自治体に問い合わせをいたしましたところ、都道府県、政令市、大規模自治体を除いて、本市類似自治体においては対応ができていないとのことでありました。加えて、導入自治体においても民間事業に係る計画段階での評価の取り組みは、その負担も大きく、取り組みまでに解決すべき課題の多いとの回答を得ております。

また、兵庫県におきましては、計画アセスの答申を得たものの、先行事例や実効性について調査中であり、条例化についても慎重な対応をしたいという状況でありました。

伊丹市では、基本条例での規定の妥当性に再検討を加える動きもあるようです。そして三木市においては、条例化は考えておられず、基本計画における環境配慮のガイドラインで対応されているとのこと、要綱設置もされていないとのことです。

本市におきましても、環境影響評価制度の取り組みにつきましては、各自治体の取り組み状況を参考に、慎重に検討していかねばならないことと考えております。

10ページに移ります。第12条において環境配慮指針を基本計画において定めることを規定しております。

11ページに移り、第13条においては規制措置を述べております。ご意見にありました、公害の防止を加えております。

12ページに移ります。第14条として財政・経済的措置について規定しております。前回の審議でかなりのご意見をいただきましたので、ご指摘のとおり修正いたしております。

13ページの第16条から15ページにつきましては、本日前半にご審議いただきましたところでありました。

16ページをお開きください。市の施策についてチェックできることができるのかというご意見があったと思います。第3項でチェック機能も含まれるものと理解しております。

前回のご審議でいただきましたご意見の部分につきまして、説明させていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

竹岡会長

条例の文章の細部の表現については、今後も推敲を重ねて改めていかれますので、また、条例案の審議と採択は市の議会で行なわれるのでありますから、我々の審議会としては各条項の考え方についての意見を述べればよいと思います。それに基づいて答申案が策定されることとなります。

従いまして、条例案の文そのものよりも、それぞれの項目の考え方について議論して頂きたいと思います。もちろん、基本的な考え方に関して、条例文はこうあるべきだということをおっしゃって頂いて結構です。

黒田委員

日程がない中でまとめて頂いて、他市の状況なども調べて頂いていますけれども、前回意見を言わせてもらったあと、他市のことなど見直しをさせてもらって、2点ばかり前回と意見を変えた部分と、ぜひこうして欲しいという意見が2つあります。

第1章の目的のところ、地球環境と市独自の部分で、やはり地球温暖化も含めて項目として文言として残していきたいと言われたのですが、私は前回、一つに絞ってもどうかという意見を出させてもらったんですが、やはり、京都議定書も含めて地球環境という広い分野で私たちが努めていかなければならないことと、私たちの住んでいるまちをどうしていくかという部分はやはり分けて、事務局が言ったような文言で良いのかと思いましたが、意見を変えました。

第14条経済的措置とか財政的措置という文言ですけれども、前回の資料では3番目を最初に持ってきて、文章を検討し直すという中身だったと思います。1, 2, 3とありますが、市は、市民および云々と、きちんと網羅されているので、改めて3の文言は削除しても良いのではないかと思います。考え方として、一般家庭ごみの有料収集のことが例として書かれていますが、環境ということ考えたとき、ごみは燃やせばいい、燃やすためにはお金がかかるから有料なんだというような捉え方ではなくて、ごみという考え方をどうしていくんだという考え方の方が大事なのではないかなと。その部分については最初の2行ほどの文言に網羅されているので、そのあとについては書かなくても良いのではないかと考えています。

戦略的環境アセスメントについて、事務局の考えを非常に丁寧に書かれているのですが、前回の資料の4ページに戦略的環境アセスメントはこういうものだ、こういう取組を念頭に置いて、こう取り組めたらという行政の側のたたき台だったと思うのですが、そのたたき台をつくる時に全国的な流れとか他市の状況ということは加味をされていなかったのか、加味をした上で今回こういう結論に達しているのか、一点お訊きしたいところです。

今回この資料をいただいて、本当に莫大な量の資料を頂いて読んでいくだけでも丸1日かかるという資料の中身ですね。やはり、ここで議論をしていくためには資料をいただいてからもう少し時間をいただきたい。2日3日の時間を頂いて十分読んで、ここにとても丁寧に各市のその部分だけを抜き出して書いてあるので、できたら伊丹市なら伊丹市の条例を全部もらった方がトータルとしてその市の条例の中身がわかるということもありますので、よく下調べをしないまま今日を迎えてしまっています。来年の3月までに条例をといるのですけれども、流れの中に無理があるのではないかと感じているのですけれども、そのあたりの答申までの流れのこれからの方向性、それから先ほど、是非公聴会を持って市民の意見を聞いて頂きたいという意見を言わせて頂いたのですけれども、その辺も含めて広く市民の声を聞くという文言の具体化のあたりも含めて、これからの計画についてもお聞かせ願いたいと思います。

竹岡会長

地域環境と地球環境という2つの用語を使うことについては、市役所の考え方で良いのではないかというご意見でした。

それから、2点目は、財政・経済的措置の3番ですね、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者に係る適正な経済的負担の措置について調査および研究を行い云々と、ここは現在のところはごみ廃棄の問題で、電気関係の器具については市民は有料で、経済的負担をすることになっています。一部のごみについて市民に経済的負担を求めているのですけれども、その裏には、それ以外のごみ廃棄については市が負担をするという意味合いが含まれていると思いますが、このところはなぜなくした方がいとおっしゃるのか、もう一度ご説明頂けますか。

黒田委員

12ページの第2項、第3項の部分。市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者に係る適正な経済的負担の措置について調査および研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする、と

	<p>いう文言ですが、前回の資料でいくと、ごみの有料化ということで説明されていたのですが、ごみの有料化ということを書くときに、今はごみを燃やすというよりも、ごみを減らして資源に戻していくんだというように言われていますけれども、そういう方向性を持つべきだと考えています。その部分と市民負担の部分では、調査研究を行うと書かれています、そのことを含めて最初の3行で含まれているのでないか。わざわざ第3項を書くことによって、有料化だとか受益者負担だとかという言葉で、どんどん市民負担が増えていく方向性を感じてしまいますので、その辺のところは前の3行で十分網羅されているのではないかと思います。</p> <p>これから計画という段階になりますので、それは計画の段階でより具体的にしていける。ごみの減量や再資源化ということも含めて考えていくところにもっていても良いのではないかという意見です。</p>
竹岡会長	<p>そういうと、第2項も第1項に含まれているのですが、ここは第1項では財政的・経済的処置について書いて、第2項で市の負担による経済的措置、第3項で市民および事業者の負担による経済的措置という構成になっているようですが。だから、第1項と第2項だけを残して第3項だけを削除してしまうと不十分ではないでしょうか。</p> <p>じゃあ、黒田委員からそういうご意見があり、私からもそれに関して、ご意見申し上げたと言うことにしておきたいと思います。</p>
西田委員	<p>第1条の目的に地域環境、地球環境とあって中間が入っていない。広域的連携という言葉が後の方に入っていたかと思いますが、普通、一般に環境を考えるとときには3段階ぐらいの環境を考えるんですね。地域的な環境、それから中規模の環境、府県単位とか、40から50kmぐらい、それからもっと大きな地球環境という3段階ぐらいに考えるんですが、ここで地域環境と地球環境との間に、目的のところにも広域的な環境という用語を入れて頂けたらいいかなというのが私の意見です。</p> <p>もうひとつ、環境基本計画の第8条、総合的かつ計画的に推進するという、これは環境基本計画ですから、計画的に推進するのは当たり前で、むしろ計画的というよりも長期的な展望に立って計画を立てるという意味で、長期的というような発想を入れていただいた方が、基本計画としては良いのではないかと思います。</p> <p>環境マネジメントの項があったかと思いますが、他の都市ではこういう文言が入っていないのですが、従来の計画では公害防止計画というような発想があったと思います。こういう環境マネジメントという発想をこういう環境基本計画の中にいれていただくことは良いと思います。ここの定義というのを環境の面からいうと、もう少し慎重に検討して頂いた方が良いのではないかと思います。</p>
竹岡会長	<p>事務局の方、よろしく願いいたします。</p>
黒田委員	<p>来年の3月に出来上がるようにということで、どんどん進んでいくんですけども、資料を読む時間がないままで会議に臨んでいます。月に2回ずつやらないと間に合わないのだということですが、そういう決め方はどうなのかなと。</p> <p>時期を少しでもずらしていいのなら、資料をもらった後、せめて3日か4日はもらわないと無責任になってしまうということで、いつも反省している。事務局は大変ご苦労をされているということを理解しているのですが、時期的なこと、計画的なこと、進め方の方針についてどう考えられているのかということと、幅広く市民の意見を聞くと言われましたので、その進め方も含めて聞かせて頂きたいと思っています。</p>
事務局	<p>基本的には、委員会のご意見を尊重して進めたいと考えています。</p> <p>まず1点目、市として、環境影響評価、これについてどのように考えていたのかというご意見でございますが、事務局としましては、当初から環境影響評価を</p>

採用すべきか、環境配慮事項を採用すべきかということについて、環境配慮事項が本市の規模においては事務事業全般について、環境配慮型の行政活動あるいは市民活動、事業活動をしていただくということで効果が大きいというように考えています。環境影響評価につきましては、新たな開発事業とか変更事業とか、そういったものの環境影響を未然に防止する、あるいは、できるだけ小さくする、あるいは、環境保全対策を行うとか、あるいは立地規制の問題でございますので、本市の現状に照らしましたら、そうした地域の開発等はありません。

ただ、こうした検討の中で、環境基本条例の基本的な施策の検討に際しましては、現在どこの自治体でもこの戦略的環境アセスメントがひとつの流れになっているという専門委員の先生のご指摘もあり、あえて問題提起をさせて頂いたものでございまして、委員のお手元に当初配布させて頂いた項目案では当初は入っておらなかったものです。

資料が遅いとのことですが、できるだけ早く、会場でその場でお渡すことがないように、できるだけ早くお届けしようと頑張っているわけですが、できるだけ早くご検討頂ける時間をとらせて頂くよう配布させて頂きたいと思っております。

竹岡会長

審議会と審議会との間を、もう少し間をおいた方が事務局の方の作業の準備もできて良いのではなかろうかということです。

事務局

全体的なスケジュールということになりますが、15年度に諮問させて頂いて、長年の課題となって参っております。ただ途中で猪名川流域広域ごみ処理施設の環境影響評価が入って参りました。これにつきましては、準備書の縦覧からおおよそ180日の間に意見を出すという期間的な制限もございまして、そちらをまずさせて頂きました。それで着手が昨年11月末の環境市民会議から、庁内アンケート等を踏まえまして、2月に実質的な審議会を開催させて頂いたわけでございます。その席上で、市民会議だけでは不十分だ、市民の意見をもっと丁寧に聞くべきだというご指摘を頂きまして、市内の事業所、農業団体、環境グループの意見をいただき、整理集約をさせて頂き、その関係もありまして次回の検討の機会が若干ずれてきた次第でございます。今後につきましても、できるだけ委員の皆様があらかじめ資料にお目を通して頂ける時間があるようにできるだけ配慮していきたいと存じます。

条例と基本計画すべてを17年度に策定してしまうというのは無理があるかと思っておりますけれども、まずは、基本的な条例につきましては年度内に成立させて頂き、また基本計画の骨格部分についても基本的な道筋を明確にして頂けたら有り難いなと考えております。

木下委員

言葉を見ても共生という言葉がずいぶん出てきます。人と自然の共生。もともと共生というのは、生物のAという種とBという種がある環境の元で一緒に住んで、お互い同士足りない部分を補い合って暮らしているというのを共生と言います。

人というのは人、自然というのは人の手の入らないのを自然といいます。従って、人と自然は共生できない、基本的には。ただし、里山というような環境、人間もある程度妥協し、自然もある程度妥協している部分では共生ということではあるかもしれないけれど、基本的には人と自然は共生できないものであり、それを目指すというのは自己矛盾ということです。

特に言葉として、まずそうなものは、環境というのは人を取り囲むもの、なおかつ、人と相互作用する外界なのです。ですから環境との共生というのは同じ場所でないから共生できないのです。

前文に環境共生という言葉があるので不適當だと思いますが、但し、共生という言葉が今どんどん広い意味で使われているのでなんとなくいいんですが、共存というのであればいい。それは直接相互作用しなくてもいい。もともとのオリジンがそういうところから来ているので、使い方を考慮して頂けるといいんですが。

西田委員	<p>事務局にお願いですが、前回の環境基本条例の項目が出ていた文ですが、これをずっと見ていくと、環境があって、目的があって、何か連携があるので、いずれ市民の方にも公表されると思うのですが、項目の連携のフロー図があると素人とか、一般の市民にもわかりやすいのではないかと。非常にタイトな時間で申し訳ないのですが、次回にはそういうものも考えていただいたらいいんじゃないかと思えます。</p>
北上委員	<p>今年度中に条例を制定するという事なので、できるだけ協力していきたいと思えます。しかし、本当に市民と一緒に進んでいくという基本条例にしていくためには、公聴会等、もう一度市民の皆さんの意見を聞いて、特に環境について活動されているような方の意見を聞く機会があれば望ましいかと思えます。審議会としてそういう場を要望します。</p>
畑尾委員	<p>事務局からスケジュール的なものを申し上げましたが、必ずしもそれにこだわる必要はないかと思えます。この審議会ですら十分審議して、そして、結論を出して頂くということで、市の考え方としては、17年度中に条例をとるという考え方を持ってありますけれども、それが遅ければ、遅れた対応をとればいいと、このように思えます。</p> <p>公聴会につきましては、最初諮問をしたときに市民の意見を聞いてというご意見がありまして、聞いているわけです。それである程度審議頂いて、審議会として公聴会をするということであれば、そういう風にして頂いたら、それは審議会の方でお決め頂いたらいいかと思えます。</p> <p>その必要性がもう少し固まってからでないかともわかりませんが、</p>
河野委員	<p>公聴会といったら、なかなか足を運べない場合もあるけれども、例えばインターネットのようなものでこれを流して、意見を書き込んで送ってもらうというような意見の集め方というものもあっていいのではないかと。そうして出てきた意見を皆さんで見て、討議すればいいと思えます。</p>
竹岡会長	<p>公聴会をするか、あるいはインターネットを利用して意見をもらったらいいいのではないかという意見が出ていますが、他にありませんか。</p>
黒田委員	<p>私は先ほどから、ぜひ公聴会を持って欲しいと言っておりますので、もちろん、インターネットで意見を頂くということもありかと思っております。できるだけ市民の方に、こういった審議会が開かれているということでも、会議でどういったことが話し合われているのか、本当にいろんな考え方があるこのまちに住んでいる。やはりこの自分の住んでいるまちを良くしていきたいということについては、話をすればするだけ、きちんと意見としては、まとまっていくと私は感じています。ですから、この環境基本条例とかまちづくり基本条例とかでも、いろんなところで何十回、何百回と市民の方たちを招いて意見を聞くということが、今、全国的に取り組まれていると考えています。</p> <p>助役がスケジュールが遅れたら、それはそれで対応していくと答えられましたし、市民の声を聞くという公聴会についても、審議会の意見を尊重しますということをお聞きしましてとてもうれしく思いました。</p> <p>これから条例は理念ということですが、先ほど言葉の使い方ということでパブリックコメントだとか共存だとか、協定という言葉が出てきましたし、協働と参画という言葉が一人歩きのようになっていて、とても良いことのように思われるけれども、実際の中身がそれに似合った中身になっているかどうかということについては疑問が残るところです。</p> <p>例えば、市民の意見を聞くべきということで、農業団体や様々な団体の意見を聞いたと言われましたが、それが広範な市民の意見を聞いたということになるのかどうか、というところが疑問の出るところなのですね。</p> <p>市民が主人公になっていく計画をこれから立てていく、その理念になっていく</p>

	<p>条例については、できるだけ丁寧に時間をかけて、もちろん審議会でも議論をしていきますし、市民の方の意見や思いを聞くという会は、たくさん持って困ることではないと感じていますので、是非いろんな知恵を集めながら市民にできるだけ知って頂く。100や200の意見が返ってくるだけでなく、もっとたくさんの思いや意見を聞かせて頂くというのが大前提であって、それが実際の計画になっていったときには、能動的に市民が係わっていくということになっていく。急がば回れと言うことばがあるのですが本当にそうだと思います。是非審議会としてもっとPRして頂きたいし、たくさんの方たちが参加して頂く希望をもって続けていきたいというふうに考えています。</p>
竹岡会長	<p>お二人の方から、是非公聴会を開いて欲しいという意見が出されて、畑尾委員からも審議会が決めれば開いても良いし、スケジュールも遅れてもいいという意見がございました。</p>
石津委員	<p>黒田委員にお伺いしたいのですが、先ほど言われたパブリックコメントですね、公聴会を開いて、パブリックコメントと言われましたが、公聴会のその場で、参加された方が意見を述べ合うということですか。また、別に日程をとってまた話をするというのでしょうか。</p>
黒田委員	<p>公聴会、イコール、パブリックコメントとは思っていないんです。パブリックコメントとか、協働と参画という言葉が本当にとっても簡単に使われているというか、良い意味でたくさん出てくるんですね。パブリックコメントというのが、今前回委員の方から話が出ていたのですが、行政が何かものごとを進めるときには、市民との十分なキャッチボールが大事だと。だから計画を策定する以前のたたき台の時から、意見を聞きながらその計画をつくっていく。もちろん計画ができあがったときにも、また市民の意見を聞いていくというような、一方的に出していくというものでなく、いつも市民と声を聞きながらともに作りあっていくという考え方が基本になっていくと思います。</p> <p>ですから、誰かが計画をつくって誰かが実行していくということではなく、ともに計画を立ててともに実行していくと考えています。</p>
石津委員	<p>それはパブリックコメントですね。ただ、今、公聴会と言われたので。</p>
黒田委員	<p>私たちが市民の方の声を聞かせてもらう。</p>
石津委員	<p>そういう場を別につくるということですね。</p>
黒田委員	<p>そうです。私もここに参加させて頂いて、専門的な立場から言われる意見を聞くと、そういう見方があるんだなということでもとても勉強になるし、それこそ、市民の方からの意見を聞くと勉強になります。</p> <p>もちろん行政の側から、こういう計画でしましたと言うことを聞くことも勉強になります。ここは議論をしていく場ですから、どんどん進めていくのではなくて、市民活動という言葉だけでも、どういう考え方をしていくんだということを、個人によって同じ熟語ですけれども、捉え方が違いますね。同じ熟語ですけれども。市民の責務と言うことでも、責務というのはどういうことなんだという文言の中身を議論されて、いろんな意見が出るわけです。そういうことを大切にしたい。</p> <p>今、助役がスケジュールのことをおっしゃって頂いて安心したんですが、平成15年に諮問を受けて、遅れてスタートしたんだけど、最初の時に市民がきちんと参画して、この条例もつくっていく主人公になって欲しいと言いました。そういう一つの方法として公聴会という、答申が出てから市民の意見を聞くというだけでなく、まずこういうのがあるんですよと、幅広い市民の方に知って頂く、そして公聴会は来れない方については、インターネットで意見を集めるという風</p>

な、幅広い人たちの情報を入れて頂くという成り立ちというのを大切にできたらと思います。

畑尾委員

基本的な審議会の、市としての考え方を述べさせて頂きたいんです。

この環境基本条例をつくるのについて、委員さんの意見を聞きたいということで諮問させて頂いた。市民の意見は、すでにいろいろな団体の意見をすでにお聞きして、この案を審議会に出させて頂いた。従いまして、委員の皆さん方で、まだまだ市民の意見を十分聞いてからでないといこの場で決められないと、そういうことであるなら、審議会として公聴会をして頂くことになるかと思ひます。

しかし、審議会としてこうであるという意見を出して頂いたら、市としてはそれをあるいはパブリックコメントを求める、あるいは、別のようにして市民の意見を求める。そして、最終的には議会の議決を頂くという手順になります。そういうことでお考え頂いたら有り難いと思ひます。

市としては審議会の委員さんの意見を諮問させて頂いて答申を頂く、こういうために諮問させて頂いているということです。

石津委員

私はよくインターネットを見ているのですが、各審議会の、今回はこういうことをしましたというのが報告としていつも出ているんですね。それを、この審議会はこういうことをしているのか、ということを見ているんですけども、そういうのがあったら、公聴会には参加して意見を言うことはできないかも知れないけれども、参考としてこういうことをやっているんだなということを見ても参考意見としてインターネットで流して頂けたら、市もこういうことをしているんだなということを見てもよく理解できるんじゃないかと思ひます。

真砂委員

先ほど市民代表の方がおっしゃったのは、電子会議をやれということですね。

私の関与した例では、あんまり良い意見が出た例はないですね。なかなか専門的なことがわからないもので。しかし、それはやる方が良い。

もうひとつ申しあげたいのは、条例は議会がつくるんです。市長部局はその案をつくっている段階ですから。市長部局が案をつくって、案が議会に出たときに議会がどういう議論をなさるかということがもっと大切ですね。議会の立法過程のあり方がもっと大事なんですね。そこで議会が本会議をやってさっと決まるというのでは困るのです。議会で実質的な議論がどこまで行われるか、先ほど地方自治法第96条ということを見ましたのは、条例は議会の議決事項ですが、計画は議決事項ではないです。これを議会の議決事項にするためにはどうするかというと、自治法第96条第2項を使って、条例で計画は議会の議決にかけなさいと言うしかない。これは都市計画決定でいつも問題になるのですが、今そういう動きが出てきているんです。

例えば、先般、大阪府は重要な計画は全部議会にかける。ところが、そこまではいいのですが、そのかけ方が問題なんです。議会の会期末に案件一括してかけて、はい通りましたではだめですね。議会ではどういう議論をしていくかが大切なんです。議員さんにはいろんな意見の方がおられるので、一市民として出ておられるということですが、そのところがなかなか難しいですね。審議会についていろいろご意見がありますが、お考え頂きたいのは議会がどうするかが大切です。国の場合でも最近議員立法が増えてきていますね。それだけ議会の事務局が忙しくなっています。

そういうことも議員さんの方でも十分お考え頂いて、市長部局に注文をつけるだけでなく、議会でもどうするかが大事。少し暴論ですけども、都市計画審議会をやっていますけれども、市長部局でなく議会が諮問するというのもできる。

そうするともっと議論が透明になって実質的な議論ができる。そういうことは、川西市だけでなく県でも他の市でも、市長部局と議会に係わる非常に重要な問題ですね。今、市長部局がウエイトを持っていますので、市長部局にだけ一方的な注文がつけられているのですが、議会自体の立法過程をもっともっと審議して頂きたい。

竹岡会長	<p>畑尾委員のご意見は、環境保全審議会をやります前に、川西市のあちこちの地域で市民の方に集まって頂いて、すでにこれに関する意見を聞いておりますので、今回あたらめて公聴会を開くべしという意見が多くあれば、多少遅らせても公聴会をやっても良いということでありました。</p> <p>事務局の方で予定しております今後のスケジュールを申し上げておきますと、これまでの審議を踏まえて、次回は答申案のたたきをつくって頂いて、それを審議して頂いて1ないし2回審議して、最終的には答申案を行うという予定になっています。</p> <p>この段階で、北上委員と黒田委員から公聴会を開くべきだという意見がありまして、その他にインターネットを使ったらどうかというご意見もあり、真砂委員のように貴重なご意見もあったかと思えます。</p> <p>これはもう挙手をしていただいて、それで決めてよろしいでしょうか。</p>
小堀委員	<p>その前に、先ほど助役さんからのお話がありまして、私は今年からの参加ですから、住民の方の意見どれくらい聞かれたかよくわからないのですが、条例についても、公聴会とかパブリックコメントというような形で住民の意見を聞くということもあり得るかもわかりませんが、私はこういう条例については審議会の委員さんがそれぞれ責任を持って、答申をすれば良いではないかと思われまます。</p> <p>この後つくられる環境基本計画なんかにつきましては、もちろん公聴会までやるか、パブリックコメントまでやるかについてはそのときに議論して頂ければいいと思いますけれど、何か、住民の意見を聞くことにより、各委員が責任転嫁をするような感じに受け取る様な感じがしますので、やはりこの審議会のメンバーで責任を持って答申をするというのが良いのではないかと思います。</p>
竹岡会長	<p>委員全員の方のご意向を聞かせて頂きたいので、決をとらせていただきます。</p> <p>この段階で、我々の審議会では環境基本条例の考え方に対する審議を、一応終わったという段階で、改めて公聴会を開くべきだということにご賛成の方、手を挙げてください。</p> <p>お二人ですね。わかりました。この段階で公聴会を開かなくてもいいのではないかと、開くことについて賛成しがたいという方、手を挙げてください。</p> <p>(残り8名)</p> <p>公聴会は開かない方がいいという意見が多かったようですので、お二人の方ご了承ください。</p> <p>以上で全項目についての検討が済みしましたので、これまで出されました意見を参考にして、次回には答申案の検討に入って頂きたいと思えます。事務局は遅れずに答申案のたたき台を作成願います。</p> <p>次回開催 11月16日 午後6時 を予定する。 欠席委員の都合により再調整もあり得る。</p>